明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○放送法施行規則第百六十一条第五項において準用する同条第一項の規定により指定再放送事業者の指定の変更を行った件（総務二七六）　一
○放送法施行規則第百六十五条第三項の規定により指定再放送事業者が指定の効力を失った件（同二七七）　一
○政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示（財務二五五～二五七、二六〇、二六一）　二
○国債の発行等に関する省令第五条第十一項及び政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債及び政府短期証券の発行条件等を告示（同二五八）　六
○国債の発行等に関する省令第七条第三項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示（同二五九）　八
〔官庁報告〕
国家試験
ＣＢＴによる平成二十七年度ＩＴパスポート試験合格者（経済産業者）　九
〔公　告〕
諸事項
官庁
建設業の許可の取消処分関係　一三
裁判所
破産、免責関係　一五
特殊法人等
阪神高速道路株式会社都市計画事業、日本弁護士連合会裁決関係　二〇
地方公共団体
教育職員免許状取上げ処分、行旅死亡人関係　二三
会社その他
会社決算公告

告示

○総務省告示第二百七十六号

放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）第百六十一条第五項において準用する同条第一項の規定により指定再放送事業者の指定の変更を行ったので、同規則第百六十二条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年八月六日

総務大臣　山本　早苗

一　指定再放送事業者の氏名又は名称を変更するもの

指定に係る放送法第百四十条第一項の市町村の区域を勘案して定める区域	指定の変更の年月日	指定番号	変更後の指定再放送事業者の氏名又は名称	変更前の指定再放送事業者の氏名又は名称
山梨県南巨摩郡南部町	平成二十六年四月一日	第ＫＴ０２４６－０２４２号	富沢テレビ共聴組合	富沢町テレビ共聴組合
愛媛県八幡浜市、愛媛県西予市（旧三瓶町）、愛媛県西宇和郡伊方町	平成二十六年四月一日	第ＳＫ００５３－００５１号	一般財団法人八西ＣＡＴＶ	財団法人八西地域総合情報センター
北海道札幌市中央区、北海道札幌市北区、北海道札幌市東区、北海道札幌市白石区、北海道札幌市豊平区、北海道札幌市南区、北海道札幌市西区、北海道札幌市厚別区、北海道札幌市清田区、北海道札幌市手稲区、北海道千歳市、北海道小樽市、北海道江別市、北海道北広島市、北海道恵庭市、北海道石狩市、北海道北斗市、北海道空知郡南幌町 福島県郡山市 茨城県土浦市、茨城県結城市、茨城県龍ヶ崎市、茨城県常総市、茨城県取手市、茨城県牛久市、茨城県守谷市、茨城県筑西市、茨城県かすみがうら市、茨城県つくばみらい市、茨城県稲敷郡美浦村、茨城県稲敷郡阿見町、茨城県北相馬郡利根町 栃木県足利市、栃木県栃木市、栃木県佐野市、栃木県上三川町、栃木県下都賀郡岩舟町	平成二十六年四月一日	第ＺＺ０００２－０００２号	スカパーＪＳＡＴ株式会社	株式会社オプティキャスト